マイナ保険証の登録をお願いします

従来の健康保険証は令和6年12月2日より新規発行が終了しており、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行しています。

令和8年3月時点における石川支部のマイナ保険証登録者数は16,890人（被扶養者を含む）中、14,419人です。公立学校共済組合の全支部における登録割合82.4%に対し、石川支部では85.4%（前月比+1.2%）となっています。

引き続き、マイナ保険証への登録とご利用をお願いします。

マイナ保険証利用率推移

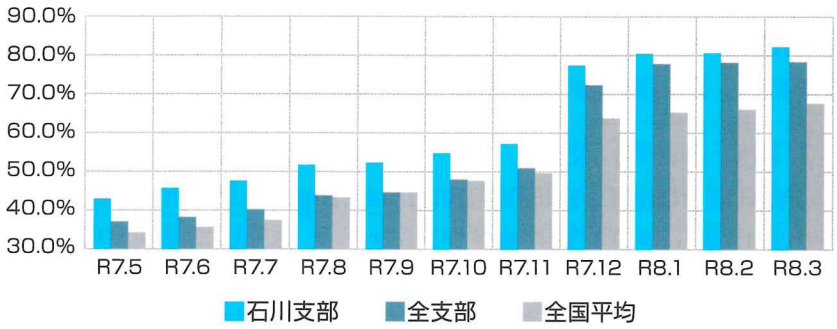

マイナンバーカードの有効期限にご注意ください

マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書の2つの有効期限があり、それぞれ更新が必要です。

マイナンバーカードの更新 → 発行から10回目の誕生日まで

（カードの券面にも記載があります）

有効期限の2～3ヶ月前に自宅に有効期限通知書が届きます。自宅から事前申請をして交付通知書が自宅に届いたら、市町役場の窓口にて新しいカードを受け取ります。手数料は必要ありません。

電子証明書の更新 → 発行から5回目の誕生日まで

（マイナポータルでも確認できます）

有効期限の2～3ヶ月前に自宅に有効期限通知書が届きます。マイナンバーカードと有効期限通知書を持参のうえ市町役場の窓口にて更新の手続きをします。手数料は必要ありません。

スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます

令和7年9月19日より、利用環境が整った医療機関等において、順次スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになっています。

医療機関等の窓口に設置してあるスマホ用の汎用カードリーダーにスマートフォンをかざすだけで利用できます。



スマートフォンへマイナンバーカードを追加した後でも、実物のマイナンバーカードは引き続き利用できます。

厚生労働省HPから対応施設一覧をご確認いただくか、左のようなステッカーが医療機関等に掲示されていることをご確認のうえご利用ください。